

関勉氏顕彰動画等作成委託業務に係る仕様書

1 委託業務名

関勉氏顕彰動画等作成委託業務

2 委託目的

子どもたちの科学に関する探究・キャリア教育を推進するため、本県の名誉県民であり、世界的な天文研究家である関勉氏の顕彰動画等を作成する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 業務内容

(1) 各作成物の想定内容

①顕彰動画本編動画（20～25分 1本）

- ・関勉氏と五藤齊三氏（五藤光学研究所創業者）との出会い、観測への情熱、五藤氏から高知県への大型望遠鏡の寄贈、芸西天文学習館の成立、小惑星「高知」「五藤」の発見につながるストーリーを中心とした構成。
- ・関氏、関係者等へのインタビュー映像や過去の報道資料等の映像等、実写映像を中心とした内容とする。必要に応じてアニメーション等の使用も可。
- ・学校等教育機関での活用を想定し、理科教育やキャリア教育的視点を含む内容とする。
（星や宇宙など科学への興味関心や、郷土への愛着、何かに深い情熱を持って取り組むことの意義などが感じられる内容）
- ・主に小学校高学年以上の視聴を想定した構成とする。
- ・Youtube等での公開を想定し、サムネイル画像を作成する。

②顕彰動画ダイジェスト版（5～8分）

- ・本編動画を編集し作成する。
- ・学校等教育機関での活用を想定した内容・構成とする。（授業での活用や家庭学習等）
- ・Youtube等での公開を想定し、サムネイル画像を作成する。

③記録動画

- ・関氏の新たなインタビュー動画（①での取材動画を転用）や、過去の講演映像等を記録映像（アーカイブ）として1つにまとめたもの。（必要に応じて取材先等で素材映像を収集する）
- ・上記の映像から、エピソード毎に抜き出して編集したもの（5分程の動画を5本程度）

④紹介冊子（パンフレット）

- ・①の本編動画で描かれるストーリーや、関氏が発見した天体の一覧、代表的な出来事の年表、主な発見した天体の情報や写真等、縁の場所の紹介、関氏のコメント等。
- ・電子媒体での公開可能な形式で作成。
- ・A4サイズ、フルカラー6ページ程度。

⑤展示パネル（2セット）

- ・④紹介冊子をA2サイズ、CPパネルに拡大したもの。

（2）動画等の作成について

①全作成物共通事項

- ・受託者は、構成、演出、撮影、編集（イラスト、CG、テロップ等素材の制作を含む）、収録、BGM音源の選曲等、動画等制作に係る作業の一切を行うこと。
- ・動画の出演者、撮影場所の選定、決定及び撮影日や撮影場所の調整は委託者が行うこと。（以下、想定内容）

取材先：関勉氏、児童生徒及び芸西天文学習館関係者（高知県文教協会等）、五藤光学研究所関係者、等

撮影・取材場所：芸西天文学習館、五藤光学研究所（東京都府中市）、高知新聞社、等
- ・委託者及び受託者が既に保有している映像資料を使用する場合は、委託者と協議のうえ使用するものとする。この場合、提供された映像資料の対価は無償とする。
- ・制作した動画等は、納品までに少なくとも2回以上は確認（以下「検査」という。）を行い、委託者の承認を受けるものとする。また、検査において委託者から修正等の指示があった場合、受託者はその指示に従い、委託者との協議によって定めた日時までに修正を行い、再検査を行わなければならない。
- ・受託者は、委託者との協議のもと、撮影・編集・検査スケジュール等を、委託者が定めた日までに提出すること。

②各動画関係

- ・動画の編集は、「2 委託目的」を踏まえ、視聴者にわかりやすく明確に伝えることに留意して行う。
- ・視聴者の興味を引き、最後まで興味深く視聴できるよう、全体の構成やシナリオについて創意工夫をこらすこと。
- ・原則、動画には字幕をつける。（日本語、英語）
- ・制作した動画は YouTube で再生可能なファイル形式とし、画像・音声鮮明に視聴できる仕様にする。
- ・録音・編集作業は受託者の事業所等で行うものとし、録音・編集に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする。
- ・編集は FULL HD 規格以上で撮影した映像を使って、デジタル編集および MA（整音等）

作業をする。

- ・①本編動画の最後（エンドロール等）に、取材や撮影に協力いただいた方及び団体等への謝辞テロップを挿入する。

5 成果物及び納品について

（１）提出を要する成果物

①各動画

- ・形式：NTSC 形式とし、アスペクト比 16：9、リージョンコードは ALL とする。
- ・部数：5セット（コピーガード処理を施さない）

②サムネイル画像

- ・形式：JPEG 及び PDF 形式（1280×720px、2 MB 以内）
- ・部数：2部（本編動画、ダイジェスト版、各 1 部）

③紹介冊子

- ・公開用データでの納品
- ・形式：JPEG、PDF 形式及びアドビインデザイン形式

④展示パネル

- ・A 2 サイズ、C P パネルに印刷したもの。

（２）納品について

- ・納期限：令和 9 年 2 月 26 日（金）
- ・DVD 等の電子媒体に格納し、納品期日までに委託者（高知県教育委員会事務局 生涯学習課 高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号）に提出する。

6 成果物に係る著作権について

- （１）受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、委託者に譲渡するものとする。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- （２）成果物については、原則として委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
- （３）委託者が上記（１）で譲渡を受ける権利には、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利も含むものとする。
- （４）委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

7 その他留意事項

- （１）受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施すること。

- (2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (3) 当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は当該委託業務以外の目的に使用してはならない。当該委託期間が終了し、又は当該委託契約が解除された後についても同様とする。
- (4) 当該委託業務を通じて取得した個人情報については、委託者の保有する個人情報として高知県個人情報保護条例（平成 13 年高知県条例第 2 号）の適用を受ける。
- (5) 受託者は、当該委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。
- (7) 動画等制作にあたり必要となる経費は、すべて委託金額に含むこと。